

(証券コード 9110)

平成29年6月7日

株 主 各 位

東京都千代田区大手町一丁目5番1号

NSユニテッド海運株式会社

代表取締役社長 小 島 徹

第91回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、当社第91回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席いただけない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成29年6月27日（火曜日）午後5時までに到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成29年6月28日（水曜日）午前10時
（午前9時15分受付開始）
2. 場 所 東京都千代田区大手町一丁目3番2号
経団連会館 4階 ダイアモンドルーム
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
3. 目的事項
報告事項
 1. 平成28年4月1日から平成29年3月31日までの事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 平成28年4月1日から平成29年3月31日までの計算書類報告の件

決 議 事 項

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 株式併合の件
- 第3号議案 取締役9名選任の件
- 第4号議案 監査役3名選任の件
- 第5号議案 補欠監査役1名選任の件

4. 招集にあたっての決定事項

代理人による議決権行使

代理人によるご出席の場合は、株主ご本人の議決権行使書用紙とともに代理権を証明する書面を会場受付にご提出ください。なお、代理人の資格は、議決権を有する他の株主1名に限らせていただきます。

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。なお、株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.nsuship.co.jp/>) に掲載させていただきます。

◎当社は、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、本定時株主総会の招集ご通知にあたり提供すべき書類のうち次に掲げる事項をインターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本定時株主総会招集ご通知の提供書面には記載しておりません。

①連結計算書類の連結注記表

②計算書類の個別注記表

なお、監査役が監査報告を、会計監査人が会計監査報告をそれぞれ作成するに際して監査した連結計算書類及び計算書類には、本定時株主総会招集ご通知の提供書面記載のもののほか、この「連結注記表」及び「個別注記表」として表示すべき事項も含まれております。

(提供書面)

事業報告

(平成28年4月1日から
平成29年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

① 業績全般

当期における世界経済は、前半は中国経済の減速に加え、英国の国民投票によるEU離脱決定や地政学的リスクの影響等を背景に、景気の下振れリスクが台頭しましたが、後半は中国をはじめとした新興国経済に持ち直しの動きが見られたことにより、世界経済は緩やかに回復しました。

地域別に見ると、米国では、前半にドル高や原油価格下落の影響を受け景気の足踏みが続いたのち、本年1月にはトランプ新大統領が就任し、保護主義政策に懸念の声が広がりましたが、足下の経済への影響は軽微にとどまり、雇用環境の改善等を背景に個人消費の増加が続き、FRBが2度の利上げに踏み切りました。欧州諸国では、ユーロ安や原油安が景気回復の追い風となったほか、ECBの金融緩和等が景気を下支えしましたが、英国のEU離脱決定や、中東・アフリカの政情不安に起因するテロ、ウクライナ情勢等の地政学的リスクの影響を受け、回復は力強さを欠きました。中国では、鉄鋼や石炭分野における過剰設備の解消が進まず、経済成長が鈍化しましたが、乗用車減税やインフラ投資等の各種政策の効果により、持ち直しの動きが見られました。我が国においては、海外経済の減速や資源価格の低下が一服し、緩やかな回復基調が続いていますが、設備投資や個人消費は横ばいの状況が続きました。

外航海運事業のうちドライバルク市況につきましては、大型船型を中心に需給バランスの改善が進むなか、中国において低品位な国内産よりも高品位な海外産の鉄鉱石輸入を増やす動きが強まり、年度末にかけてケープ型撒積船の船腹需要を大幅に押し上げました。これにともない、海外船主をはじめとした新造船・中古船の引き合い増加や、市況連動の運賃契約を志向していた資源メジャーの固定運賃型契約への方針転換など、地合いの変化を感じさせる展開となりました。一方、中小型撒積船は、秋口より北米が穀物の収穫シーズンを迎えたのち、大寒波による内陸輸送の乱れから北米西岸における滞船が大規模化したほか、春先には南米の穀物出荷が例年よりも早く本格化したことなどにより、船腹需給が引き締まりましたが、ハンディマックス型撒積船の新造船竣工が相次いだため、市況の回復は限定的なものとなりました。

原油タンカー市況につきましては、洋上備蓄や長距離輸送需要の増加などにより一時的な市況の上昇が見られましたが、船腹供給過剰の事業環境に改善の

兆しは見られず、市況は低調に推移しました。

内航海運事業につきましては、ドライ貨物は特に鋼材輸送量が減産の影響により低迷したものの、タンカーは総じて安定した輸送量を確保しました。

燃料油価格につきましては、当期の外航海運事業の平均消費価格（C重油）がトン当たり上期約232ドル、下期約301ドル、期中平均で約267ドルと、前期比では約29ドル下落しました。また対米ドル円相場は上期平均106円83銭、下期平均110円17銭、期中平均で108円50銭と前期比12円17銭の円高となりました。

このような事業環境下、当期の連結業績は、売上高1,252億76百万円（前期比8.7%減）、営業利益65億58百万円（前期比1.3%増）、経常利益46億7百万円（前期比13.4%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は33億22百万円（前期比19.2%減）となりました。

なお、当社グループの事業構成は海上輸送業がほぼ全体を占めており、連結売上高に占める外航海運事業の割合は8割強、内航海運事業の割合は2割弱となっております。

② 事業別概況

<外航海運事業>

ケープ型撒積船（18万重量トン型）市況は、主要5航路平均用船料が年度初めに日額3千ドル台と低迷しましたが、新造船竣工先送りや解撤等により船腹供給が抑えられ需給バランスは回復に向かいました。また、豪州・ブラジルの鉄鉱石出荷が増加したことなどを受け需給が一層引き締まり、3月には日額2万ドル台まで市況が回復しました。このような環境下、主要荷主である新日鐵住金株式会社向け専用船が新たに竣工したほか、海外顧客向け輸送においても長期輸送契約を獲得するなど、国内外での営業活動を積極的に継続したことにより、当初の計画を達成することができました。

パナマックス型撒積船（7～8万重量トン型）市況は、上期の主要4航路平均用船料は日額5千ドル台と低迷しましたが、下期においては、秋口の北米積み穀物や冬場の石炭需要の増加にともない、12月には大西洋を中心として日額1万ドルを超える水準に達しました。また、南米の穀物出荷が例年よりも早くから本格化したことにより、2月中旬以降も市況は堅調に推移しました。このような環境下、国内電力や一般産業をはじめとした主要顧客への積極的な営業活動により安定収益の確保に努め、また、市況の水域間格差を享受するべく配船工夫を凝らしましたが、上期の市況低迷が響き、当初の計画を達成することはできませんでした。

ハンディ型撒積船（2～5万重量トン型）市況は、秋口において大西洋水域を中心に市況の上昇が見られましたが、総じて想定を下回る水準となりました。往航主力貨物においては、中米向け鋼材の輸送量は堅調でしたが、北米ガルフ・東岸向け鋼材の荷動きはエネルギー関連事業の不振と米国のアンチダン

ピング措置の影響により低迷しました。復航主力貨物においては、南米西岸積み非鉄鉱石の長期契約により一定の収益を確保しました。このような環境下、長期契約でカバーされない船腹が市況低迷の影響を受け、当初の計画を達成することはできませんでした。

近海水域における小型船（1.3万重量トン型以下の船型）は、主力の中国向け鋼材輸送では、自動車産業向けが堅調に推移したことに加え、漸減傾向にあった家電・OA等その他産業向けが、環境規制を背景とした中国の減産にともなう海外鋼材需要の高まりによって回復に転じました。このような環境下、下期における急速な燃料油価格の上昇等の影響を受けながらも、当初の計画を達成することができました。

V L C C（30万重量トン型タンカー）は、産油国の減産合意による原油価格の上昇を見越した洋上備蓄の増加や、ナイジェリアからの原油輸出再開などを受けて、一時的に市況の上昇が見られましたが、老齢船の解撤が進まないまま新造船の供給圧力が高まり、需給は緩みました。V L G C（8万m³型L P G船）は、米国と中東のL P G価格の値差が縮小し長距離輸送需要が停滞するなか、新造船の竣工量が急増したことにより市況は低迷しました。このような環境下、所有船を定期用船契約で固定することにより収益の安定化を図りましたが、一部契約において市況低迷の影響を排除し切れず、当初の計画を達成することはできませんでした。

当社シンガポール子会社NS UNITED TANKER PTE. LTD.におけるケミカルタンカー事業は、新規参入が相次ぎ競争が激化するなか、市況は低水準で推移しました。このような環境下、長期契約により収益の安定化を図った結果、当初の計画を達成することができました。

以上の結果、外航海運事業全体としては、売上高は1,032億95百万円（前期比8.9%減）、セグメント利益（営業利益）は52億62百万円（前期比3.7%増）となりました。

<内航海運事業>

ドライ貨物につきましては、鉄鋼関連貨物は、前半は粗鋼減産の影響を受けて輸送量が減少傾向にありましたが、石灰石輸送契約の新規獲得や、秋口からの自動車生産の増加にともなう荷動きの回復などにより、特に原料輸送においては、終盤に掛けて堅調に推移しました。セメント関連貨物は、需要停滞により輸送量は低迷しましたが、年末以降は熊本地震の復興や公共工事にともなう輸送需要が高まりました。このような環境下、効率配船やコスト削減に努めましたが、鋼材やその他一般貨物の輸送量低迷の影響は大きく、当初の計画を達成することはできませんでした。

タンカーにつきましては、LNG輸送は、原油価格低迷によるLNG価格の割高感や省エネ化等により需要が伸び悩んだほか、北海道航路では、国内ガス田の湧出量が好調で転送需要が減少し輸送量が低迷しましたが、瀬戸内海航路では安定した輸送量を確保しました。また、LPG輸送は、工業用は内需低迷等の影響を受け輸送量が伸び悩みましたが、民生用は冬場の需要期に入り輸送量が増加しました。このような環境下、効率運航に努めた結果、当初の計画を達成することができました。

以上の結果、内航海運事業全体としては、売上高は215億40百万円（前期比7.9%減）、セグメント利益（営業利益）は12億85百万円（前期比7.8%減）となりました。

<その他>

当社グループでは、外航海運事業・内航海運事業のほかに、LPG・石油製品の陸運業等を営んでおり、業績は順調に推移しました。

事業別売上高

事業区分	売上高
外航海運事業	103,295百万円
内航海運事業	21,540百万円
その他	440百万円

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度において当社グループが実施しました設備投資の総額は294億91百万円で、その主なものは船舶であります。

事業区分	設備投資額
外航海運事業	28,591百万円
内航海運事業	844百万円
その他	56百万円

また、当社グループの主要な設備である船舶のうち帳簿価額18億27百万円の固定資産売却を実施いたしました。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度は、設備資金461億97百万円を金融機関からの借入で調達しております。

当社は主要取引金融機関と総額70億円のコミットメントライン契約を締結しております。

(4) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

特記すべき事項はありません。

(5) 他の会社の事業の譲受けの状況

特記すべき事項はありません。

(6) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

当社子会社のNSユナイテッド内航海運株式会社は、平成28年4月1日を効力発生日として、同社の子会社である室町海運株式会社の事業のうち、内航船舶運航業務（但し、産業廃棄物収集運搬業務に関するものを除く）及びこれらに付随する間接業務を、吸収分割の方法により承継しました。

(7) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権の取得又は処分の状況

特記すべき事項はありません。

(8) 対処すべき課題

今般、当社は平成29年度を初年度とする中期経営計画『NSU 2021』を策定いたしました。為替や原油価格などの外部環境は先行きが不透明な状況が続いていますが、海運市況は今後は緩やかながらも回復基調に向かうものと見られ、合併時より培ってきた強固な事業基盤の下、「Next Stage after United for 2021」をスローガンに、以下に掲げる新たな中期経営目標の達成に取り組んでまいります。

中期経営目標

「2021年度連結営業利益120億円達成を視野に入れ、ドライバルクを中心に国内外の海上輸送ニーズを幅広くとらえ、さらなる付加価値の提供を通じて顧客とともに持続的発展を目指す。」

①安定収益事業への経営資源の集中

世界最大級のドライバルク荷主である新日鐵住金株式会社ならびに同グループ、国内外顧客向けに対する輸送契約の拡充を図る。

②輸送品質の向上

船舶管理及びオペレーション能力の日夜研鑽に取り組むことで、航海に関わる様々なアクシデントの発生回避を徹底するなど、信頼ある海上輸送サービスの提供を日々地道に積み重ね、顧客満足度の向上、ひいては国内外船社との差別化を図る。

③環境保全への積極的な取り組み

環境規制への適応を大前提として、今後も継続的に環境保全活動に努める。

④収益力の維持向上による安定配当の実現

投資効率をより重視した事業運営を進めることにより、株主はじめステークホルダーの皆様にとっても魅力的な事業会社となることを目指す。

株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(9) 財産及び損益の状況の推移

区 分	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度 (当連結会計年度)
売上高(百万円)	153,665	157,625	137,148	125,276
営業利益(百万円)	8,842	9,474	6,475	6,558
経常利益(百万円)	8,920	10,380	4,064	4,607
親会社株主に帰属 する当期純利益(百万円)	10,778	8,626	4,110	3,322
1株当たり当期純利益(円)	46.72	37.40	17.54	14.09
総資産(百万円)	224,507	227,663	217,524	233,071
純資産(百万円)	64,943	76,481	75,372	76,826

(注) 記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示しております。

(10) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
NSユニテッド内航海運(株)	718百万円	100.00%	内航海運事業
NSユニテッドタンカー(株)	180百万円	100.00%	内航海運事業
NSユニテッドマリンサービス(株)	20百万円	100.00%	安全監督・新造船建造監督業
日邦マリン(株)	20百万円	100.00%	船員派遣事業
NSユニテッドビジネス(株)	45百万円	100.00%	経理業務受託
NSユニテッドシステム(株)	50百万円	100.00%	情報システムの開発・保守業
NS UNITED TANKER PTE. LTD.	2,000千米ドル	100.00%	外航海運事業

(注) 日邦マリン(株)及びNSユニテッドマリンサービス(株)は、平成29年4月1日を効力発生日として、日邦マリン(株)を存続会社、NSユニテッドマリンサービス(株)を消滅会社とする吸収合併を行ない、合併後の社名をNSユニテッドマリンサービス(株)としました。

(11) 主要な事業内容 (平成29年 3月31日現在)

事業区分	事業内容
外航海運事業	外航貨物海上運送事業及びこれに関連または付帯する事業
内航海運事業	内航貨物海上運送事業及びこれに関連または付帯する事業
その他	陸運業及び情報システムの開発・保守業

(12) 主要な営業所 (平成29年 3月31日現在)

当 社	本社：東京都千代田区大手町一丁目5番1号 海外駐在員事務所：ロンドン、香港、上海、ベトナム 海外法人：英国（ロンドン）、米国（ニューヨーク）、中国（香港）、シンガポール（シンガポール）、フィリピン（マニラ）
NSユニテッド内航海運(株)	本社：東京都千代田区大手町一丁目5番1号
NSユニテッドタンカー(株)	本社：東京都千代田区大手町一丁目5番1号
NSユニテッドマリンサービス(株)	本社：東京都千代田区大手町一丁目5番1号
日邦マリン(株)	本社：東京都千代田区大手町一丁目5番1号
NSユニテッドビジネス(株)	本社：東京都千代田区大手町一丁目5番1号
NSユニテッドシステム(株)	本社：東京都千代田区大手町一丁目5番1号
NS UNITED TANKER PTE. LTD.	本社：3 ANSON ROAD #07-02 SPRINGLEAF TOWER SINGAPORE

(13) 運航船腹の状況 (平成29年 3月31日現在)

区分	隻数	重量トン数 (K/T)	前期末比増減	
			隻数	重量トン数
外航事業運航船腹計	124	12,247,736	9隻増	931,474K/T増
内航事業運航船腹計	78	227,628	2隻減	3,400K/T減
企業集団の運航船腹合計	202	12,475,364	7隻増	928,074K/T増

(14) 使用人の状況（平成29年3月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
外航海運事業	228名	6名増
内航海運事業	365名	3名減
その他	70名	4名増
合計	663名	7名増

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
228名	1名増	40.5歳	16.3年

(15) 主要な借入先の状況（平成29年3月31日現在）

借入先	借入額
株式会社みずほ銀行	30,003百万円
株式会社三菱東京UFJ銀行	19,317百万円
農林中央金庫	15,757百万円
三菱UFJ信託銀行株式会社	14,620百万円
株式会社日本政策投資銀行	14,522百万円
株式会社三井住友銀行	13,497百万円
三井住友信託銀行株式会社	12,271百万円

(16) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主に対する利益の還元を経営上重要な施策の一つとして位置づけ、将来における安定的な企業成長と経営環境の変化に対応するために必要な内部留保資金を確保しつつ、経営成績に応じた株主各位への利益還元を継続的に行うことを基本方針とし、連結業績に対する配当性向は概ね25%としています。

また、当社は、会社法第459条第1項に掲げる剰余金の配当等については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって行うことができる旨及び毎年9月30日を基準日として、中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

(17) その他企業集団の現況に関する重要な事項

以上のほか、企業集団の現況に関する重要な事項に関する特記事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項（平成29年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 600,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 239,706,793株
- (3) 株主数 7,915名
- (4) 大株主（上位11名）

株 主 名	当 社 へ の 出 資 状 況	
	持 株 数	出 資 比 率
新 日 鐵 住 金 株 式 会 社	78,612千株	33.36%
日 本 郵 船 株 式 会 社	43,247千株	18.35%
東 京 海 上 日 動 火 災 保 険 株 式 会 社	8,765千株	3.72%
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	7,989千株	3.39%
三 菱 重 工 業 株 式 会 社	5,400千株	2.29%
新 健 海 運 股 份 有 限 公 司	5,048千株	2.14%
損 害 保 険 ジャパン日本興亜株式会社	4,896千株	2.08%
三 井 住 友 海 上 火 災 保 険 株 式 会 社	4,133千株	1.75%
CBNY DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	3,226千株	1.37%
株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行	2,594千株	1.10%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	2,594千株	1.10%

- (注) 1. 所有株式数は、千株未満を切り捨てております。
2. 当社は、自己株式を4,025千株所有しておりますが、上記大株主からは除外してあります。
3. 出資比率は自己株式を控除して計算しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

当社は、平成29年3月31日現在、新株予約権等の発行は行っておりません。

4. 会社役員 の 状況

(1) 取締役及び監査役の状況（平成29年3月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長・社長執行役員	小 畠 徹	
取締役・専務執行役員	平 松 宏	経理グループ・油送船グループ各担当・I R担当
取締役・常務執行役員	菅 原 泰	鉄鋼原料グループ担当
取締役・常務執行役員	三 浦 和 也	安全管理グループ担当・技術職人事・労務事項につき総務グループ担当役員に協力
取締役・常務執行役員	矢 口 新	石炭グループ担当
取締役（非常勤）	谷 水 一 雄	新日鐵住金株式会社常務執行役員
取締役（非常勤）	端 山 真 吾	新日鐵住金株式会社参与物流部長
※ 取締役（非常勤）	木 下 雅 之	三井物産株式会社顧問
監査役（常勤）	野 口 政 明	
監査役（非常勤）	高 畑 尚 紀	
監査役（非常勤）	三 谷 康 人	富国生命保険相互会社顧問

- (注) 1. 取締役谷水一雄氏、端山真吾氏及び木下雅之氏は社外取締役であります。なお、木下雅之氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員であります。
2. 監査役野口政明氏、高畑尚紀氏及び三谷康人氏は社外監査役であります。なお、高畑尚紀氏及び三谷康人氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員であります。
3. 監査役高畑尚紀氏は、日本郵船株式会社において長年経理業務を経験しており財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 監査役三谷康人氏は、株式会社日本政策投資銀行において長年金融業務・経理業務を経験しており財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 当社と取締役木下雅之氏、監査役高畑尚紀氏及び三谷康人氏は、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項に定める責任について、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項各号に定める金額の合計額を限度とする契約を締結しております。
6. 平成28年6月28日開催の第90回定時株主総会において、※印を付した取締役が新たに選任され、就任いたしました。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	人 員	支 給 額
取 締 役 (う ち 社 外 取 締 役)	8名 (3名)	174百万円 (8百万円)
監 査 役 (う ち 社 外 監 査 役)	4名 (3名)	41百万円 (39百万円)
合 計	12名	215百万円

(注) 上記には、平成28年6月28日開催の第90回定時株主総会終結の時をもって退任した監査役1名の支給額を含んでおります。

(3) 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

(平成29年3月31日現在)

取締役谷水一雄氏は、新日鐵住金株式会社の常務執行役員、取締役端山真吾氏は、同社の参与物流部長であります。新日鐵住金株式会社は、当社への出資比率が33.36%である大株主であり、当社の主要な取引先であります。

ロ. 主な活動状況

	取締役会 (15回開催)	監査役会 (16回開催)
	出 席 回 数	出 席 回 数
取 締 役 谷 水 一 雄	14回	-回
取 締 役 端 山 真 吾	13回	-回
取 締 役 木 下 雅 之	11回	-回
監 査 役 野 口 政 明	15回	16回
監 査 役 高 畑 尚 紀	15回	16回
監 査 役 三 谷 康 人	15回	16回

- (注) 1. 取締役谷水一雄氏、端山真吾氏及び木下雅之氏は、上記のとおり取締役会に出席し、審議に関して必要な発言を適宜行っております。
2. 監査役野口政明氏、高畑尚紀氏及び三谷康人氏は、上記のとおり取締役会及び監査役会に出席し、審議に関して必要な発言を適宜行っております。
3. 取締役木下雅之氏は、平成28年6月28日開催の第90回定時株主総会にて選任され、就任したため、出席回数が少なくなっております。なお就任後の取締役会の開催回数は11回であります。

5. 会計監査人の状況

(1) 名 称 新日本有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	37百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	52百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社の重要な子会社の一部は、当社の会計監査人以外の監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有するものを含む。）の監査を受けております。
3. 当社監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、職務執行状況、報酬見積もりの算出根拠等を確認するとともに、過年度の実績との比較を行った結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項に基づき同意いたしました。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当するときは、監査役会における協議を経たうえで、監査役全員の同意によって、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨とその理由を報告いたします。

また以上の場合のほか、監査役会が、会計監査人の適格性、独立性を害する事由の発生により、適正な監査の遂行が困難であると判断し、会計監査人の解任または不再任を決定した場合、取締役は、会計監査人の解任または不再任を株主総会に提案いたします。

(4) 会計監査人が過去2年間に受けた業務停止処分

金融庁が平成27年12月22日付けで発表した懲戒処分等の内容の概要

① 処分の対象者

新日本有限責任監査法人

② 処分の内容

- ・ 3ヵ月の業務の一部停止（契約の新規の締結に関する業務の停止）
（平成28年1月1日から同年3月31日まで）
- ・ 業務改善命令（業務管理体制の改善）

③ 処分理由

- ・ 他社の財務書類の監査において、相当の注意を怠り、重大な虚偽のある財務書類を重大な虚偽のないものとして証明した。
- ・ 監査法人の運営が著しく不当と認められた。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制

(平成27年4月30日開催の取締役会にて平成27年5月1日施行の改正会社法を踏まえた「内部統制基本方針」を決議)

当社は、「NSユナイテッド海運グループ企業理念」に基づき、企業価値の継続的な向上を図りつつ、社会から信頼される企業の実現を目指します。また、関連法規を遵守し、財務報告の信頼性と業務の有効性・効率性を確保するため、以下のとおり内部統制システムを整備し、適切に運用するとともに、企業統治を一層強化する観点から、その継続的改善に努めます。

①当社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役会は、取締役会規程その他の規程に基づき、経営上の重要事項について決定を行い、または報告を受けます。

業務を執行する取締役（「業務執行取締役」）は、取締役会における決定に基づき、各々の業務分担に応じて職務執行を行い、使用人の職務執行を監督するとともに、その状況を取締役に報告します。

②当社の取締役の職務の執行にかかる情報の保存及び管理に関する体制

当社は、取締役会議事録をはじめとする職務執行上の各種情報について、情報管理に関する規程に基づき、管理責任者の明確化、守秘区分の設定を行った上で、適切に保管します。

また、経営計画、財務情報等の重要な企業情報について、法令等に定める方法のほか、適時・的確な開示に努めます。

③当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

各部門長は、自部門における事業上のリスクの把握・評価を行い、社内規程において定められた権限・責任に基づき業務を遂行します。

安全衛生、環境・防災、情報管理、品質管理、財務報告の信頼性等に関する全リスクについては、当該担当部門が規程等を整備し、各部門に周知するとともに、リスク管理状況をモニタリング等を通じて把握・評価し、指導・助言を行います。

経営に重大な影響を与える事故・災害・コンプライアンス問題等が発生した場合、業務執行取締役は、損害・影響等を最小限にとどめるため、「緊急対策本部」等を直ちに設置し、必要な対応を行います。

④当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

経営計画・事業戦略や設備投資・投融資等の重要な個別執行事項については、執行役員会等の協議を経て、取締役会において執行決定を行います。

取締役会での決定に基づく業務執行は、各業務執行取締役、各執行役員、各部門長等が遂行します。

⑤当社の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、自律的内部統制を基本とした内部統制システムを構築・整備します。

各部門長は、法令及び規程の遵守・徹底を図り、業務上の法令違反行為の未然防止に努め、法令違反のおそれのある行為・事実を認知した場合、すみやかに内部統制担当役員に報告します。

内部統制委員会は、社全体の内部統制システムの整備・運用状況を確認し、各部門における法令及び規程遵守状況を把握・評価します。また、コン

プライアンス委員会は、法令及び規程遵守のための定期的な講習会の実施やマニュアルの作成・配布等、社員に対する教育体制を整備・充実し、法令・規程違反の防止策等の必要な措置を講じます。さらに、これらの内容については、CSR委員会に報告するとともに、重要事項については、取締役会に報告します。また、業務遂行上のリスクに関する相談・通報を受け付ける内部通報制度を設置・運用します。

社員は、法令及び規程を遵守し、適正に職務を行う義務を負います。法令違反行為等を行った社員については、就業規則に基づき懲戒処分を行います。

内部監査につきましては、内部監査室を設け、代表取締役社長の指揮・命令により会社の内部統制の執行状況を検討・評価し、社長に結果を報告する体制を取っています。

⑥当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社及び各グループ会社は、「NSユニテッド海運グループ企業理念」に基づき、グループ一体となった経営を行うとともに、業務運営方針等を社員に対し周知・徹底します。

グループ会社は、内部統制システムを構築・整備するとともに、当社との情報の共有化等を行い、内部統制に関する施策の充実を図ります。内部統制委員会は、各グループ会社の内部統制の状況を確認するとともに、必要に応じ改善のための支援を行います。

内部統制委員会は、当社グループ全体の内部統制状況を把握・評価するとともに、各部門及び各グループ会社に対し、指導・助言を行います。これに基づく具体的な体制は以下のとおりとします。

- イ. グループ会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
当社は、各グループ会社における事業計画、重要な事業方針、決算等、当社の連結経営上または各グループ会社の経営上の重要事項について、各グループ会社に対し報告を求めるとともに、助言を行います。
- ロ. グループ会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
当社は、各グループ会社におけるリスク管理状況につき、各グループ会社に対し報告を求めるとともに、助言等を行います。
- ハ. グループ会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
当社は、各グループ会社のマネジメントに関する支援を行います。
- ニ. グループ会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
当社は、各グループ会社における法令遵守及び内部統制の整備・運用状況につき、各グループ会社に対し報告を求めるとともに、必要な支援・助言等を行います。また、各グループ会社における法令違反のおそれのある行為・事実について、各グループ会社に対し報告を求めるとともに、すみやかに内部統制委員会等に報告します。

⑦監査役の監査に関する事項

当社の取締役、執行役員、部門長及びその他の使用人等は、職務執行の状況、経営に重要な影響をおよぼす事実等の重要事項について、適時・適切に監査役または監査役会に直接または当社関係部門を通じて報告するとともに、内部統制システムの運用状況等の経営上の重要事項についても、取締役会、内部統制委員会等において報告し、監査役と情報を共有します。

グループ会社の取締役、監査役、使用人等は、各グループ会社における職務執行の状況、経営に重要な影響をおよぼす事実等の重要事項について、適時・適切に当社の監査役または監査役会に直接または当社関係部門を通じて報告します。当社は、これらの報告をした者に対し、社内規程等に基づき、報告したことを理由とする不利な取扱いを行いません。内部統制担当部署は、監査役と定期的にまたは必要の都度、内部統制システムの運用状況等に関する意見交換を行う等、連携を図ります。また、内部通報制度の運用状況について監査役に報告します。監査役の職務を補助するため、その職務を補助すべき従業員（兼務）を置きます。その職務を補助する業務を行う場合には、当該従業員の取締役からの独立性を確保します。

当社は、監査役の職務執行上必要と認める費用については、法令及び社内規程に従って、監査役の償還請求に応じます。

⑧ 財務報告の適正性確保のための体制

当社の取締役、執行役員、部門長及びその他の使用人等は、社会に対し信頼できる財務情報を提供する重要性を理解し、法令並びに財務報告基本方針及び財務報告に係る内部統制規程等の社内規程に基づき日々の業務を遂行します。

当社の取締役は、有価証券報告書等、その他重要な財務情報については、取締役会で決議を行い、開示する体制になっています。

内部監査室は、業務執行・管理状況のモニタリングを通じ、内部統制の適正性・有効性を確認した上で、社長に結果報告を行います。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

① 内部統制システム全般について

- ・当社は、取締役会において決議された「内部統制基本方針」に基づき、内部統制システムを整備し適切に運用しております。
- ・当社は、取締役会規程等に基づき、取締役会を毎月開催し、経営上の重要な事項の決定を行い、または報告を受けております。
- ・当社は、内部統制委員会規程に基づき、定期的に内部統制委員会を開催し、年間計画を定め、各部門及びグループ会社全体の内部統制状況を把握、評価するとともに、指導・助言を行っております。
- ・当社は、社長直轄の内部監査室を設置しており、当社及び子会社の業務執行が、法令・社内規程等を遵守して適正に行われているか監査し評価と提言を実施しております。

② コンプライアンスについて

- ・当社は、「NSユナイテッド海運グループ企業理念」を具体的に実現するために、コンプライアンス委員会を設置して、コンプライアンス周知月間等を実施し、全役員・社員が法令・社内規程・社会倫理規範を遵守して日常の業務執行に当たるよう、意識の向上に努めております。
- ・船舶については、役職員等による訪船活動を行い、乗組員の安全意識の向上に努めております。
- ・当社はコンプライアンス相談窓口を整備し、弁護士を社外相談窓口に起用しております。また社内相談窓口に女性相談員を置き、社員の利便性向上などに努めております。

③ リスクマネジメントについて

- ・当社は、リスク管理規程に基づき、事業全般にわたり生じ得るリスクについて、関連部門がリスクの分析やその対応策、リスク項目の見直しを行った上で、取締役会及び執行役員会へリスク項目の管理執行状況の報告を実施しております。

- ・当社は船舶において重大な海難事故が生じた時には、緊急事態対応マニュアルに基づき、社長を本部長とした緊急対策本部を設置して対応する体制を整備しており、定期的に海難事故を想定した訓練を実施しております。

④グループ会社の経営について

- ・当社は、グループ会社の経営状況について、定期的に当社の取締役会及び執行役員会へ報告を実施しており、経営上の重要事項については、取締役会及び執行役員会の決裁を受ける体制を整備しております。

⑤監査役の監査について

- ・当社は、監査役が取締役会のほか執行役員会、各委員会等の重要な会議に出席し、業務執行状況を確認できる体制を整備しております。また総務担当役員は定期的に意見交換を行い、重要な経営事項の報告を実施しております。
- ・当社は、監査役が内部監査室及び内部統制部門と定期的に情報・意見を交換する場を設け、監査の実効性を高めております。
- ・当社は、監査役の職務を補助するための人員を配置しております。

7. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社では市民生活の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力・団体、及び全ての反社会的な行為には断固たる態度で対決し、これらとかわりのある企業、団体、個人とはいかなる取引も行いません。このことを企業理念に定め、当社グループ役員全体に周知徹底するとともに、平素より外部専門機関及び法律の専門家との緊密な連携のもと、情報収集に努めており、組織的に対処する体制を整えております。

連結貸借対照表

(平成29年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	54,373	流 動 負 債	35,928
現金及び預金	26,655	支払手形及び営業未払金	5,884
受取手形及び営業未収金	13,011	短期借入金	17,229
たな卸資産	5,061	未払金	1,377
前払費用	2,937	未払費用	286
繰延税金資産	1,914	未払法人税等	436
デリバティブ債権	3,564	繰延税金負債	1,226
その他流動資産	1,254	前受金	1,509
貸倒引当金	△23	賞与引当金	396
固 定 資 産	178,698	役員賞与引当金	41
有 形 固 定 資 産	167,036	デリバティブ債務	5,536
船 舶	155,180	その他流動負債	2,009
建 物	547	固 定 負 債	120,317
土 地	771	長期借入金	116,398
建設仮勘定	10,344	繰延税金負債	281
その他有形固定資産	194	特別修繕引当金	3,299
無 形 固 定 資 産	2,987	退職給付に係る負債	267
投資その他の資産	8,675	その他固定負債	72
投資有価証券	5,196	負 債 合 計	156,245
長期貸付金	50	純 資 産 の 部	
繰延税金資産	1,648	株 主 資 本	77,028
退職給付に係る資産	1,176	資 本 金	10,300
その他長期資産	606	資 本 剰 余 金	17,181
貸倒引当金	△1	利 益 剰 余 金	50,538
資 産 合 計	233,071	自 己 株 式	△991
		その他の包括利益累計額	△219
		その他有価証券評価差額金	591
		繰延ヘッジ損益	△1,293
		為替換算調整勘定	188
		退職給付に係る調整累計額	295
		非支配株主持分	17
		純 資 産 合 計	76,826
		負 債 純 資 産 合 計	233,071

連結損益計算書

（平成28年4月1日から）
（平成29年3月31日まで）

（単位：百万円）

科 目	金	額
売 上 高 海運業収益及びその他の営業収益		125,276
売 上 原 価 海運業費用及びその他の営業費用		112,868
売 上 総 利 益		12,407
一 般 管 理 費		5,849
営 業 利 益		6,558
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	87	
受 取 配 当 金	69	
持 分 法 に よ る 投 資 利 益	17	
そ の 他 営 業 外 収 益	130	303
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	1,623	
為 替 差 損	575	
そ の 他 営 業 外 費 用	56	2,254
経 常 利 益		4,607
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	523	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	27	549
特 別 損 失		
減 損 損 失	106	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	8	
厚 生 年 金 基 金 解 散 損 失	43	
用 船 解 約 金	1,187	1,343
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		3,814
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	567	
法 人 税 等 調 整 額	△73	494
当 期 純 利 益		3,320
非支配株主に帰属する当期純損失		△2
親会社株主に帰属する当期純利益		3,322

連結株主資本等変動計算書

(平成28年4月1日から
平成29年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	10,300	17,181	48,160	△991	74,650
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△943		△943
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益			3,322		3,322
自 己 株 式 の 取 得				△0	△0
連 結 範 囲 の 変 動			△1		△1
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 (純 額)					
当 期 変 動 額 合 計	—	—	2,378	△0	2,378
当 期 末 残 高	10,300	17,181	50,538	△991	77,028

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額					非 支 配 株 主 持 分	純 資 産 計 合
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	為 替 換 算 調 整 勘 定	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合		
当 期 首 残 高	△10	△196	651	258	702	19	75,372
当 期 変 動 額							
剰 余 金 の 配 当							△943
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益							3,322
自 己 株 式 の 取 得							△0
連 結 範 囲 の 変 動							△1
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 (純 額)	600	△1,097	△463	38	△921	△2	△923
当 期 変 動 額 合 計	600	△1,097	△463	38	△921	△2	1,454
当 期 末 残 高	591	△1,293	188	295	△219	17	76,826

貸借対照表

(平成29年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	50,756	流 動 負 債	23,286
現金及び預金	19,032	海運業未払金	3,697
海運業未収金	8,570	短期借入金	7,062
関係会社短期貸付金	14,846	未払金	1,270
立替金	367	未払費用	101
たな卸資産	4,261	未払法人税等	16
前払費用	2,386	前受金	1,468
代理店債権	294	預り金	7,667
未収消費税等	202	代理店債務	915
繰延税金資産	577	賞与引当金	204
その他流動資産	244	役員賞与引当金	13
貸倒引当金	△23	関係会社整理損失引当金	22
固 定 資 産	70,538	その他流動負債	854
有 形 固 定 資 産	13,239	固 定 負 債	36,717
船	12,043	長期借入金	30,886
建物	431	退職給付引当金	176
土地	702	関係会社用船契約損失引当金	5,600
その他有形固定資産	63	その他固定負債	56
無 形 固 定 資 産	2,937	負 債 合 計	60,003
契約関連無形資産	2,211	純 資 産 の 部	
その他無形固定資産	726	株 主 資 本	61,295
投 資 そ の 他 の 資 産	54,361	資本金	10,300
投資有価証券	1,661	資本剰余金	15,933
関係会社株式	5,465	資本準備金	2,524
出資金	0	その他資本剰余金	13,409
長期貸付金	50	利 益 剰 余 金	36,053
関係会社長期貸付金	45,265	利益準備金	2,105
前払年金費用	649	その他利益剰余金	33,948
繰延税金資産	813	圧縮記帳積立金	8
その他長期資産	461	別途積立金	18,000
貸倒引当金	△1	繰越利益剰余金	15,940
資 産 合 計	121,293	自 己 株 式	△991
		評価・換算差額等	△4
		その他有価証券評価差額金	537
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	△541
		純 資 産 合 計	61,291
		負 債 純 資 産 合 計	121,293

損 益 計 算 書

（平成28年4月1日から
平成29年3月31日まで）

（単位：百万円）

科 目	金	額
海 運 業 収 益		
運 賃	91,810	
貸 船	9,071	
そ の 他 海 運 業 収 益	1,259	102,141
海 運 業 費 用		
運 航	36,693	
船 費	1,376	
借 船	55,673	
そ の 他 海 運 業 費 用	1,196	94,938
海 運 業 利 益		7,203
一 般 管 理 費		3,913
営 業 利 益		3,290
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	421	
受 取 配 当 金	286	
そ の 他 営 業 外 収 益	111	819
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	244	
為 替 差 損	625	
そ の 他 営 業 外 費 用	44	914
経 常 利 益		3,195
特 別 損 失		
用 船 解 約 金	1,187	
関 係 会 社 整 理 損 失 引 当 金 繰 入 額	22	1,209
税 引 前 当 期 純 利 益		1,987
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	23	
法 人 税 等 調 整 額	100	123
当 期 純 利 益		1,864

株主資本等変動計算書

(平成28年4月1日から
平成29年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本										株主資本 合計
	資本金	資本剰余金			利益準備金	利 益 剰 余 金				自己株式	
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計		その他利益剰余金			利益剰余金 合計		
						圧縮記帳 積立金	別 途 積立金	繰越利益 剰余金			
当 期 首 残 高	10,300	2,524	13,409	15,933	2,105	9	18,000	15,018	35,132	△991	60,374
当 期 変 動 額											
剰 余 金 の 配 当								△943	△943		△943
圧縮記帳積立金の取崩						△1		1	—		—
当 期 純 利 益								1,864	1,864		1,864
自 己 株 式 の 取 得										△0	△0
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)											—
当 期 変 動 額 合 計	—	—	—	—	—	△1	—	922	921	△0	921
当 期 末 残 高	10,300	2,524	13,409	15,933	2,105	8	18,000	15,940	36,053	△991	61,295

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			純 資 産 合 計
	その他有価証券評価差額金	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	評 価 ・ 換 算 差 額 等	
当 期 首 残 高	△16	△196	△212	60,162
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当				△943
圧縮記帳積立金の取崩				—
当 期 純 利 益				1,864
自 己 株 式 の 取 得				△0
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	553	△345	208	208
当 期 変 動 額 合 計	553	△345	208	1,128
当 期 末 残 高	537	△541	△4	61,291

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成29年5月15日

NSユニテッド海運株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	湯 浅 敦	Ⓜ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	鶴 田 純一郎	Ⓜ

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、NSユニテッド海運株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、NSユニテッド海運株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成29年5月15日

NSユニテッド海運株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	湯 浅 敦	ⓐ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	鶴 田 純一郎	ⓐ

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、NSユニテッド海運株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの平成28年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

平成29年5月17日

NSユニテッド海運株式会社

代表取締役社長 小 畠 徹 殿

NSユニテッド海運株式会社 監査役会

常勤監査役 野 口 政 明 ⑩
(社外監査役)

社外監査役 高 畑 尚 紀 ⑩

社外監査役 三 谷 康 人 ⑩

当監査役会は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、執行役員及び内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役、執行役員及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役、執行役員及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び会計監査人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社は株主に対する利益の還元を経営上重要な施策の一つとして位置付け、将来における安定的な企業成長と経営環境の変化に対応するために必要な内部留保金を確保しつつ、経営成績に応じた株主各位への利益還元を継続的に行うことを基本方針としております。なお、連結業績に対する配当性向は概ね25%としています。つきましては、当連結会計年度の期末配当を以下のとおりといたしたいと存じます。

①配当財産の種類

金銭といたします。

②配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金4円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は、942,724,688円となります。

③剰余金の配当が効力を生じる日

平成29年6月29日といたしたいと存じます。

第2号議案 株式併合の件

①株式併合を行う理由

全国証券取引所は、投資家をはじめとする市場関係者の利便性向上等を目的に、国内上場会社の普通株式の売買単位(単元株式数)を100株に統一する「売買単位の集約に向けた行動計画」を推進しております。当社はかかる計画の趣旨を踏まえ、平成29年3月30日開催の取締役会をもって、会社法第195条第1項に基づき、平成29年10月1日をもって、当社の単元株式数を1,000株から100株に変更することを決議いたしました(本議案が原案どおり可決されることを条件に、その効力が発生することとしております)。

本議案は、これに併せて、当社株式について、証券取引所が望ましいとしている投資単位(5万円以上50万円未満)の水準を維持することを目的として、株式併合(10株を1株に併合)を行うものです。

なお、上記の単元株式数の変更は、本議案が原案通り可決されることを条件に、平成29年10月1日をもって、その効力が発生することとしております。

②併合の割合

当社普通株式について、10株を1株に併合いたしたいと存じます。

なお、株式併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合には、会社法第235条の定めに従い、当社がこれを一括して売却し、その売却代金を端数が生じた株主の皆様に対して、端数の割合に応じて交付いたします。

③株式併合の効力発生日

平成29年10月1日といたしたいと存じます。

④効力発生日における発行可能株式総数

60,000,000株

なお、株式の併合を行うことにより、会社法第182条第2項の定めに基づき、その効力発生日に、発行可能株式総数に係る定款の変更をしたものとみなされます。

【御参考】

本議案が原案どおり可決された場合には、平成29年10月1日をもって、当社定款の一部が次のとおり変更されることとなります。

変更箇所について、現行定款と変更後の定款案とを対照すると、次のとおりとなります。下線部分が変更部分です。

現行定款	変更後の定款
(発行可能株式総数) 第6条 本会社の発行可能株式総数は、 <u>6億株</u> とする。	(発行可能株式総数) 第6条 本会社の発行可能株式総数は、 <u>6千万株</u> とする。
(単元株式数及び単元未満株の不発行) 第7条 本会社の単元株式数は、 <u>1,000株</u> とする。	(単元株式数及び単元未満株の不発行) 第7条 本会社の単元株式数は、 <u>100株</u> とする。

第3号議案 取締役9名選任の件

取締役8名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては経営体制の強化のため1名増員し、取締役9名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
1	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-bottom: 5px;">再任</div> お ばた とおる 小 畠 徹 (昭和26年8月19日)	昭和49年4月 新日本製鐵株式会社(現 新日鐵住金株式会社)入社 平成9年6月 同社シドニー事務所所長 平成13年4月 同社関連会社部鉄鋼事業グループリーダー 平成14年4月 同社関連会社部部长 平成15年4月 同社原料第二部長 平成16年6月 日鉄海運株式会社監査役 平成17年4月 新日本製鐵株式会社参与原料第二部長 平成17年6月 同社取締役原料第二部長 平成18年6月 同社執行役員原料第二部長 平成19年4月 同社執行役員 平成19年6月 日鉄海運株式会社取締役(非常勤) 平成21年4月 新日本製鐵株式会社常務執行役員 平成21年6月 同社常務取締役 平成22年10月 当社取締役(非常勤) 平成23年4月 新日本製鐵株式会社取締役 平成23年6月 当社代表取締役社長・社長執行役員(現)	247,000株
取締役候補者とした理由 小畠徹氏は、平成22年10月に合併に伴い当社取締役に就任し、平成23年6月以降当社代表取締役社長に就任して以来、厳しい海運環境の中、中期経営計画「Unite&Full-Ahead II」を策定、推進し、安定収益体制の構築、財務体質の改善に注力してまいりました。当社の企業価値の更なる向上のためには、同氏が任にあたる必要があると判断し、引き続き取締役候補者といたしました。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
2	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-bottom: 5px;">新任</div> 左 光 真 啓 (昭和32年12月4日)	昭和55年4月 日本郵船株式会社入社 平成15年4月 同社バルク・エネルギー・アトランティックグループグループ長 平成18年11月 同社フリート管理グループ長 平成19年4月 同社バルク・エネルギー輸送統括グループ長 平成20年4月 同社経営企画グループ調査役 平成21年4月 同社経営委員 平成25年4月 同社常務経営委員 平成25年6月 同社取締役常務経営委員 平成27年4月 同社取締役専務経営委員 平成29年4月 同社取締役(現)	-株
取締役候補者とした理由 左光真啓氏は、日本郵船株式会社において要職を歴任し、その経歴を通じて培われた豊富な知識・経験や高い見識を活かして当社の経営全般に有用な提言をいただくことが期待できるため、取締役候補者といいたしました。			
3	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-bottom: 5px;">再任</div> 矢 口 新 (昭和31年10月15日)	平成10年10月 新和海運株式会社入社 平成19年6月 同社油送船グループリーダー 平成22年10月 当社油送船グループリーダー 平成23年6月 当社執行役員 平成27年6月 当社取締役常務執行役員(現) <担当> 石炭グループ担当	25,000株
取締役候補者とした理由 矢口新氏は、平成27年6月に当社取締役に就任し、就任以降、石炭グループを統括しておりましたが、その実績、豊富な知識・経験や高い見識に鑑み、鉄鋼原料グループ担当として引き続き取締役候補者といいたしました。			
4	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-bottom: 5px;">新任</div> 小山田 充 宏 (昭和33年5月11日)	昭和57年4月 新和海運株式会社入社 平成19年6月 同社鉄鋼原料グループリーダー 平成22年10月 当社鉄鋼原料グループリーダー 平成23年6月 当社企画グループリーダー 平成24年6月 当社執行役員 平成28年6月 当社常務執行役員(現) <担当> 企画グループ管掌、総務グループ・内部統制・企業倫理各担当	32,000株
取締役候補者とした理由 小山田充宏氏は、入社以来、主に営業・総務・企画関連業務の要職を歴任し、その経歴を通じて豊富な知識・経験や高い見識を有していることから、取締役候補者といいたしました。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
5	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">新任</div> いし かわ かん じ二 石 川 寛 二 (昭和32年12月15日)	昭和56年10月 新和海運株式会社入社 平成22年10月 当社船舶管理グループリーダー 平成26年1月 当社参与船舶管理グループリーダー 平成27年6月 当社執行役員(現) <担当> 船舶管理グループ担当	11,000株
取締役候補者とした理由 石川寛二氏は、入社以来、主に船舶管理関連業務に従事し、その経歴を通じて船舶の安全運航・管理の豊富な知識・経験や高い見識を有していることから、取締役候補者いたしました。			
6	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再任・社外</div> たに みず かず お 谷 水 一 雄 (昭和33年12月19日)	昭和56年4月 住友金属工業株式会社(現 新日鐵住金株式会社)入社 平成17年6月 同社鋼板・建材カンパニー原料部長 平成24年10月 新日鐵住金株式会社参与(原料第一部長委嘱) 平成26年4月 同社執行役員(原料第二部長委嘱) 平成27年4月 同社執行役員 平成27年6月 当社取締役(非常勤)(現) 平成28年4月 新日鐵住金株式会社常務執行役員(現)	一株
社外取締役候補者とした理由 谷水一雄氏は、新日鐵住金株式会社の常務執行役員を務められており、その長年にわたる経歴を通じて培われた豊富な知識・経験や高い見識を活かして当社の経営全般に有用な提言をいただいております、引き続き社外取締役候補者いたしました。			
7	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">新任・社外</div> き むら まさ と 木 村 眞 人 (昭和37年2月15日)	昭和60年4月 新日本製鐵株式会社(現 新日鐵住金株式会社)入社 平成13年10月 同社君津製鐵所薄板部冷延工場長 平成15年7月 同社君津製鐵所生産業務部生産計画グループリーダー 平成16年11月 同社本社技術総括部生産計画グループリーダー 平成21年4月 同社君津製鐵所薄板部長 平成23年4月 同社君津製鐵所生産技術部長 平成24年10月 新日鐵住金株式会社君津製鐵所生産技術部長 平成26年4月 同社鹿島製鐵所生産技術部長 平成28年4月 同社鹿島製鐵所副所長 平成29年4月 同社参与物流部長委嘱(現)	一株
社外取締役候補者とした理由 木村真人氏は、新日鐵住金株式会社において要職を歴任し、その長年にわたる経歴を通じて培われた豊富な知識・経験や高い見識を活かして当社の経営全般に有用な提言をいただくことが期待できるため、社外取締役候補者いたしました。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
8	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再任・独立社外</div> きのしたまさゆき 木下雅之 (昭和29年4月11日)	昭和53年4月 三井物産株式会社入社 平成16年4月 同社経営企画部長 平成19年4月 同社金属資源副本部長 平成20年4月 同社執行役員金属資源本部長 平成22年4月 同社常務執行役員金属資源本部長 平成23年4月 同社常務執行役員C I O兼C P O 平成23年6月 同社代表取締役常務執行役員C I O兼C P O 平成24年4月 同社代表取締役専務執行役員C I O兼C P O 平成26年4月 同社代表取締役副社長執行役員C I O兼C P O 平成28年4月 同社取締役 平成28年6月 同社顧問(現) 平成28年6月 当社取締役(非常勤)(現)	4,000株
独立社外取締役候補者とした理由 木下雅之氏は、三井物産株式会社勤務を通じ、豊富な経営知識と幅広い見識を有しており、社外取締役として独立の立場から当社の中長期的な企業価値の向上のために国内外の事情に関する幅広い視野に基づいて見解を提示できるような資質・経験等を備えた人物であることから、引き続き社外取締役候補者といたしました。なお、同氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏が選任された場合、独立役員として同取引所に届け出る予定であります。			
9	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">新任・独立社外</div> おおにしせつ 大西節 (昭和30年12月4日)	昭和53年4月 株式会社日本興業銀行入行 平成14年4月 株式会社みずほコーポレート銀行本店営業第八部長 平成16年4月 同行本店営業第八部長兼営業第四部長 平成16年6月 同行営業第十四部長 平成17年4月 同行執行役員営業第十四部長 平成19年4月 同行常務執行役員 グローバルシンジケーションユニット統括役員 兼グローバルプロダクツユニット統括役員 平成22年4月 株式会社みずほフィナンシャルグループ副社長執行役員内部監査部門長 平成22年6月 同代表取締役副社長内部監査部門長 平成23年4月 同取締役 平成23年6月 興銀リース株式会社顧問 平成23年6月 同取締役副社長 平成25年4月 同代表取締役社長 平成28年6月 株式会社みずほフィナンシャルグループ理事 平成29年4月 日本商業開発株式会社上級顧問(現)	一株
独立社外取締役候補者とした理由 大西節氏は、株式会社みずほフィナンシャルグループにおいて過去に取締役を務められたこともあり、その長年にわたる経歴を通じて培われた豊富な知識・経験や高い見識を活かして、社外取締役として独立の立場から当社の経営全般に有用な提言をいただくことを期待し、社外取締役候補者といたしました。なお、同氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏が選任された場合、独立役員として同取引所に届け出る予定であります。			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 取締役候補者谷水一雄氏、木村真人氏、木下雅之氏及び大西節氏は、社外取締役候補者であります。
3. 社外取締役候補者の谷水一雄氏は、上記略歴記載のとおり、当社の主要な取引先として当社の特定関係事業者該当する新日鐵住金株式会社の業務執行者であり、かつ、過去5年間においても、業務執行者となっております。
4. 社外取締役候補者の木村真人氏は、上記略歴記載のとおり、当社の特定関係事業者該当する新日鐵住金株式会社の業務執行者であり、かつ、過去5年間においても、業務執行者となっております。
5. 社外取締役候補者の木下雅之氏が選任された場合、当社は同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を継続する予定であります。
6. 社外取締役候補者の大西節氏が選任された場合、当社は同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。
7. 社外取締役候補者の谷水一雄氏及び木下雅之氏は、現在、当社の社外取締役であります。それぞれの社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって谷水一雄氏が2年、木下雅之氏が1年となります。
8. 社外取締役候補者の木村真人氏は、当社の特定関係事業者該当する新日鐵住金株式会社から過去2年間に報酬等を受けており、今後も受ける予定があります。
9. 社外取締役候補者の大西節氏は、当社の特定関係事業者該当する株式会社みずほ銀行の親会社である株式会社みずほフィナンシャルグループから過去2年間に報酬等を受けております。

第4号議案 監査役3名選任の件

監査役3名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては監査役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
1	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-bottom: 5px;">再任・社外</div> のぐちまさあき 野口政明 (昭和30年3月26日)	昭和54年4月 新日本製鐵株式会社(現 新日鐵住金株式会社)入社 平成14年7月 同社環境・水ソリューション事業部環境プラント営業部部長 平成16年4月 同社鉄構海洋・エネルギー事業部調達部長 平成17年11月 同社鉄構海洋・エネルギー事業部橋梁部長 平成18年6月 新日鉄エンジニアリング株式会社海洋・エネルギー事業部海洋鋼構造ユニット橋梁部長 平成21年10月 日鉄トピーブリッジ株式会社取締役管理本部長 平成24年4月 日鉄パイプライン株式会社取締役常務執行役員管理本部長 平成24年10月 日鉄住金パイプライン&エンジニアリング株式会社監査役 平成26年6月 当社監査役(現)	8,000株
社外監査役候補者とした理由 野口政明氏は、日鉄住金パイプライン&エンジニアリング株式会社の監査役業務及びその経歴等から豊富な経験と幅広い知見を有しており、社外監査役として中立の立場から、当社取締役による経営判断及び業務執行について監督業務を行う適任者であると判断し、引き続き社外監査役候補者といたしました。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
2	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再任・独立社外</div> み たに やす ひと 三 谷 康 人 (昭和33年1月12日)	昭和55年4月 日本開発銀行(現 株式会社日本政策投資銀行)入行 平成16年6月 同行北陸支店長 平成18年6月 同行審査部長 平成20年6月 同行上席審議役付(監査チーム) 審議役 平成20年10月 株式会社日本政策投資銀行上席審議役兼監査部長 平成21年6月 同行執行役員 平成22年6月 同行常勤監査役 平成25年6月 当社監査役(非常勤)(現) 平成25年7月 富国生命保険相互会社顧問(現)	一株
独立社外監査役候補者とした理由 三谷康人氏は、株式会社日本政策投資銀行勤務を通じて豊富な経理知識を有しており、社外監査役として中立の立場から、当社取締役による経営判断及び業務執行について監督業務を行う適任者であると判断し、引き続き監査役候補者といたしました。なお、同氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏が選任された場合、独立役員として同取引所に届け出る予定であります。			
3	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">新任・社外</div> ち はら けい ぞう 千 原 圭 三 (昭和33年3月30日)	昭和55年4月 日本郵船株式会社入社 平成17年4月 同社総務グループグループ長 平成24年4月 同社総務グループ会社法務専門監 平成27年4月 同社総務本部会社法務専門監 平成27年6月 同社監査役室室長兼会社法務専門監 平成29年4月 同社監査役室会社法務専門監兼同社総務・フェアトレード推進グループ 付外向(現) 一般社団法人日本海運集会所参与(現)	一株
社外監査役候補者とした理由 千原圭三氏は、日本郵船株式会社勤務を通じて豊富な法務知識を有しており、社外監査役として中立の立場から、当社取締役による経営判断及び業務執行について監督業務を行う適任者であると判断し、社外監査役候補者といたしました。			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 上記の監査役候補者3名全員は、社外監査役候補者であります。
3. 社外監査役候補者の三谷康人氏は、上記略歴記載のとおり、過去5年間において、当社の主要な取引先として当社の特定関係事業者等に該当する株式会社日本政策投資銀行の役員でありました。
4. 社外監査役候補者の三谷康人氏が選任された場合、当社は同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を継続する予定であります。
5. 社外監査役候補者の千原圭三氏が選任された場合、当社は同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。
6. 野口政明氏及び三谷康人氏は、現在当社の社外監査役であります。それぞれの監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって野口政明氏が3年、三谷康人氏が4年となります。

第5号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、選任の効力は就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任の効力を取り消すことができるものとさせていただきます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
なかたよしふみ 中田義文 (昭和34年3月19日)	昭和58年4月 新日本製鐵株式会社(現 新日鐵住金株式会社)入社 平成9年6月 同社大分製鉄所総務部労政・人事グループリーダー 平成13年7月 同社原料第二部鉦石第二・金属グループリーダー 平成15年7月 同社原料第一部原料需給グループリーダー 平成19年4月 同社原料第二部鉦石第一グループリーダー 平成21年4月 同社人事・労政部(部長) 平成24年10月 新日鐵住金株式会社人事労政部上席主幹 平成26年6月 当社参与企画グループリーダー 平成26年6月 当社執行役員兼企画グループリーダー 平成28年6月 当社執行役員(現)	16,000株
補欠監査役候補者とした理由 中田義文氏は、新日鐵住金株式会社及び当社において要職を歴任し、その豊富な経験を通じて培われた幅広い知識と見識をもとに、当社取締役による経営判断及び業務執行について監督業務を行う適任者であると判断し、補欠監査役候補者といたしました。		

(注) 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

以上

NSユニテッド海運株式会社グループ 企業理念

I 基本理念

NSユニテッド海運グループは、誠実で良質な海上輸送サービスの提供を通じて社会の発展に貢献します。

II 経営理念

1 (信用・信頼)

信用・信頼される堅実な経営を実践し、グループ全体の企業価値を高めます。

2 (安全運航・環境保全)

常に船舶の安全運航に努めるとともに船舶運航技術の向上に向け日々研鑽を積むことにより海洋をはじめとする地球環境保全の一翼を担います。

3 (お客様への即応・自己変革)

お客様の要請に即応しつつ自らも変革に努め、さらなる進歩を目指して挑戦します。

4 (人を育て活かす)

人を育て活かし、働く喜びを実感できる活力溢れるグループを築きます。

III 企業行動規範

1 法令・規則を遵守し、高い倫理観をもって行動します。

2 公正かつ自由な競争ならびに適正な取引を行い、政治・行政との健全かつ正常な関係を保ちます。

3 広く社会とのコミュニケーションを行い、企業情報を積極的かつ公正に開示するとともに各種情報の保護・管理を徹底します。

4 安全・健康で働きやすい職場環境を実現するとともに、従業員の人格と多様性を尊重します。

5 社会の一員として、積極的に地域・社会に貢献します。

6 反社会的勢力や団体とは一切の関係を持たず、不当な要求に対しては、断固たる態度で臨みます。

7 各国・地域の法律を遵守し、各種の国際規範、文化、慣習等を尊重して事業を行います。

8 本規範を遵守し、その確実な実行に向けた体制を確立するとともに、本規範に違背する事態が発生した時は、迅速に原因究明と再発防止に努め、的確に説明責任を果たします。

2013年10月1日 制定

NSユナイテッド海運グループ環境方針

- 1 私たちは、世界の海を舞台に海上輸送サービスを提供する海運企業グループとして、全人類の共通財産である地球の環境保全に努め行動します。
- 2 私たちは、環境マネジメントシステムを構築し、継続的改善に努め、汚染の予防に努めます。
- 3 私たちは、船舶の運航及び事務所内活動において適用される環境の法規制及びその他の要求事項を順守します。
- 4 私たちは、各部門において環境方針に適合した環境目的および環境目標を設定し、実施計画に従って目的及び目標の達成に努めます。また環境目的と目標を確実に達成するために、定期的に達成度のレビューを行います。
- 5 私たちは、環境教育・広報活動などにより、NSユナイテッド海運グループのために働くすべての人が環境問題に対する意識を高め、本環境方針に基づき、行動するように努めます。
- 6 私たちは、私たちのサービス提供に必要な船舶、機器類、その他の製品および資材の環境負荷の低減を考慮した調達に努めます。
- 7 私たちは、NSユナイテッド海運グループ全体で、省エネルギー、省資源の推進を図ると共に、廃棄物の削減及びその適正な処分に努めます。
- 8 私たちは、環境方針及び環境保全活動を必要に応じ公表します。

2011年6月28日

NSユナイテッド海運株式会社

代表取締役社長

小島徹

<MEMO>

A large rectangular area with a dashed border and horizontal dashed lines inside, intended for writing a memo. The area is empty and occupies most of the page below the header.

<MEMO>

A large rectangular area with a dashed border and horizontal dashed lines inside, intended for writing a memo. The area is empty and occupies most of the page below the header.

株主総会会場ご案内

東京都千代田区大手町一丁目3番2号
経団連会館 4階 ダイアモンドルーム



東京メトロ「大手町」駅下車 C2b出口直結
なお、お車でのご来場はご遠慮ください。



(※) ISO9001は船舶管理部門のみ取得しております。

